別表（第6条，第7条関係）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 法人文書の種別 | 開示の実施の方法 | 開示実施手数料の額 |
| 1　文書又は図画 | ア　閲覧 | 100枚ごとにつき100円 |
| イ　撮影した写真フィルムを印画紙に印画したものの閲覧 | 1枚につき100円に12枚までごとに760円を加えた額 |
| ウ　複写機により用紙に複写したものの交付（エに掲げる方法に該当するものを除く） | 用紙1枚につき10円（日本産業規格A列2番(以下「A2判」という。)については40円，日本産業規格A列1番(以下「A1判」という。)については80円） |
| エ　複写機により用紙にカラーで複写したものの交付 | 用紙1枚につき20円（A2判については140円，A1判については180円） |
| オ　撮影した写真フィルムを印画紙に印画したものの交付 | 1枚につき120円（縦203ミリメートル，横254ミリメートルのものについては，520円）に12枚までごとに760円を加えた額 |
| カ　スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク（日本産業規 格Ｘ0606及びＸ6281に適合する直径120ミリメー トルの光ディスクの再生 装置で再生することが可 能なものに限る。以下「CD-R」という。）に複写したものの交付 | 1枚につき100円に当該文書又は図画1枚ごとに10円を加えた額 |
| キ　スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク（日本産業規 格Ｘ6241に適合する直径 120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生 することが可能なものに 限る。以下「DVD-R」という。）に複写したものの交付 | 1枚につき120円に当該文書又は図画1枚ごとに10円を加えた額 |
| 2　録音テープ又は録音ディスク | ア　専用機器により再生したものの聴取 | 1巻につき290円 |
| イ　録音カセットテープに複写したものの交付 | 1巻につき430円 |
| 3　ビデオテープ又はビデオディスク | ア　専用機器により再生したものの視聴 | 1巻につき290円 |
| イ　ビデオカセットテープに複写したものの交付 | 1巻につき580円 |
| 4　電磁的記録（2の項又は3の項に該当するものを除く。） | ア　用紙に出力したものの閲覧 | 用紙100枚までごとにつき200円 |
| イ　専用機器により再生したものの閲覧又は視聴 | 1ファイルごとにつき410円 |
| ウ　用紙に出力したものの交付（エに掲げる方法に該当するものを除く。） | 用紙1枚につき10円 |
| エ　用紙にカラーで出力したものの交付 | 用紙1枚につき20円 |
| オ　CD-Rに複写したものの交付 | 1枚につき100円に1ファイルごとに210円を加えた額 |
| カ　DVD-Rに複写したものの交付 | 1枚につき120円に1ファイルごとに210円を加えた額 |
| 備考　1の項ウ若しくはエ又は4の項ウ若しくはエの場合において，両面印刷の用紙を用いるときは，片面を1枚として額を算定する。 | | |